

第2回 滋賀県原子力防災専門委員会 会議録

日 時

平成 24 年 9 月 3 日（月） 15：30～17：30

場 所

滋賀県庁東館 7 階大会議室

議 題

「地方自治体等が参加する原子力安全体制づくり」について

出席者

< 委員 >

石橋 克彦 神戸大学名誉教授

太田 直子 たかしま災害ボランティアネットワークなまず

高橋 知之 京都大学原子炉実験所准教授

竹田 敏一 福井大学附属国際原子力工学研究所所長

寺川 和良 福井工業大学教授

平川 秀幸 大阪大学コミュニケーション・デザインセンター准教授

牧 紀 男 京都大学防災研究所巨大災害研究センター准教授

< 外部委員（ゲストスピーカー） >

城山 英明 東京大学大学院教授

< 内閣府 >

黒木 慶英 内閣府・原子力安全規制組織等改革準備室副室長

< 滋賀県（事務局） >

嘉田由紀子 知事

東 清信 知事公室長

小笠原俊明 防災危機管理監

小椋 正清 理事員

土 屋 薫 管理監

辻井 弘子 防災危機管理局副局長

田中 弘明 防災危機管理局主席参事

1 開 会

【防災危機管理局 辻井副局長】

(1) 知事あいさつ

【知 事】

本日は各委員の皆様、大変お忙しいところ、ご出席賜り厚くお礼申し上げます。この委員会は、滋賀県として適切な原子力防災対策を推進するために、専門的な見地からのご指導、ご助言をお願いするものでありまして、4月に引き続き今回が2回目の開催となります。福島での原発事故や大飯発電所の再稼働の問題を通じて改めて感じますのは、原子力発電所には多重の安全防護が必要であるということでございます。まず、具体的には、プラント自体の安全性です。ともすればこのプラント自体の安全性に集中して、なかなか周辺には目がいきませんが、私たちは地震や津波など立地地域の条件に関する安全対策、また3点目として地元も参加をした危機管理体制の確立、さらに4点目としては、万一の場合の防災体制、避難計画の策定の4つがあると考えております。特に3点目、4点目は万一被害を受けるかもしれない住民の立場、地域の立場からの安全性の担保と考えております。本県としましては、これら4重の安全対策という考え方を基に、安全管理体制の構築を検討していこうと考えております。

このような視点で現在の日本の原子力安全管理体制を確認いたしますと原発プラント自体の安全性の判断自体にも課題がありますが、地域条件の考慮や地元参加の体制確立、あるいは原子力防災体制や避難計画の見直しといったところは、ようやく今から議論を始めようとする段階です。そういった意味で現在の体制は、まだ不十分であると言わざるを得ません。本県では地方自治体等が参加する原子力安全管理体制づくりの必要性について、これまで国に何度も働き掛けをしてまいりました。6月に成立をしました原子力規制委員会設置法では、法律の付則および衆参両院の付帯決議において地方公共団体、住民、国、原子力事業者等の緊密な連携体制の整備が明記されました。原子力安全管理体制の中に、住民参加の視点を盛り込むことは、透明性を高める意味でも大変重要であります。今後、原子力規制委員会が発足した後、国において、制度設計の議論が行われるこのタイミングで実効性のある制度となるよう本県としても、国に具体的な提案をしていきたいと考えております。

本日、委員の皆様にお集まりいただきましたのは、今後国への提案内容を検討していくのにあたって、主な論点となるであろうと思われる事項について、専門的な見地からご意見をいただきたいと思っております。本日は、外部委員として、東京大学大学院教授の城山 英明様にご参加いただいております。お忙しいところ城山先生ありがとうございます。また、内閣府の原子力安全規制組織改革準備室から副室長の黒木義慶英様にご出席いただいております。城山様、黒木様、ご多忙の中、また遠路ありがとうございます。貴重なご意見伺えればと思っております。今後も原子力災害についての県民の不安を払拭し、同時に琵琶湖をお預かりする滋賀県としては関西府県民の不安を払拭する意味でも安全・安心を確かなものとするため、防災行政を推進してまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございます。

【 辻井副局長 】

配布資料確認

【 牧委員長 】

それでは、お手元の次第によりまして議事を進めてまいります。

本日の終了時刻ですが、17時30分となっておりますので、よろしくお願いします。

本日の委員会ですが、知事のご挨拶にもありましたように、県が「地元が参加する原子力安全体制づくり」について、国へ提言していくに当たって、委員の皆さまのご意見を伺い、その論点を整理していくというのを目的としております。

それから本日は、滋賀県原子力防災専門委員会設置要綱第5条第3項の規定に基づき、委員以外のゲストスピーカーとして東京大学大学院の城山英明先生に来ていただいております。

城山先生は、フランスの原子力安全体制における国と地方の役割分担について研究しておられまして、本日は、委員の皆さまによる議論に先立ちまして、まず、城山先生からフランスにおける体制のご紹介などを中心に話題提起をしていただきたいと思います。

その後、嘉田知事からフランス視察の結果についてご報告いただき、最後に委員の皆さまからご意見を頂戴するという流れで進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、先ほど知事からもご紹介がございましたが、本日、内閣府から、原子力安全規制組織等改革準備室・副室長、内閣審議官の黒木慶英様にも、ご多忙のなか、ご出席いただいておりますので、よろしくお願いします。

後ほど、本日の議論に加わっていただくとともに、国の動きに関する最新の情報などについてご報告いただけましたら、ありがたく存じます。

それではまず、城山先生から話題提起をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

2 「地方自治体等が参加する原子力安全体制づくり」について

(1) ゲストスピーカーによる話題提起

【 城山教授 】

ご紹介いただきました、城山と申します。よろしくお願いします。

私の方から配布している資料にありますように、「フランスにおける地域情報委員会」、一つの具体的な「地方自治体」が参加する仕組みの例を参考に、日本で考えようとする場合にどういうことが論点となりうるのか、おそらく今日の議論も最後たどり着くのかと思いますが、それに関わる点についていくつか情報提供させていただきたいと思います。

基本的なところは皆さんご関心あるところかと思っておりますので、簡単にお話させていただきますが、もともとフランスでは1981年に「通達」という形で出されて、個々の自治体でつくられるということが、行われてきましたが、その後20数年が経つ段階で、2006年に「原子力安全および透明化に関する法律」が成立し、その中で法的に位置づけられました。元々個々のプラクティスという蓄積があって、そのうえで制度化された。興味深いのは、名称そのものでありまして、通称「透明化法」と言われますが、安全確保ということと同時に「透明化」という情報共有をいかに確保するのかを法律の目的として掲げたのが、一つの大きなポイントであります。そのためのツール、手段として「C L I」という地域情報委員会というものを義務化するということを決めたわけでありまして、それから、国も関与することが象徴的に現れているのが、財源の話であり、A S Nという国の規制機関が半分と、自治体が半分出すという

ことになっています。元々は自治体と事業者が出し合っていたものを国が抛出するという形となったということで、一定の自立性を持たせるために半分は自治体を持つという、そういう形が法律で規定されました。

この仕組みができた契機は、(2006年という所の下に記載してあるが)「オペクスト」議会の報告書が一つの鍵となっております。ヨーロッパの場合、議会に附属する「テクノロジーアセスメント機関」があって、技術に関わる社会的影響、プラスあるいはマイナスのリスクということを評価して、どういう政策を採るべきかという判断材料を提供する機関がございます。そのフランス版が提案を行い、このような仕組みができたという経緯でございます。この「C L I」の構成がどうなっているのかということですが、責任者は県議会の議長(日本の県よりも小さいというイメージで考えていただいてもいいと思うが)県の上には「リージョン」というものがあります。地域があって、県があって、非常に小さな何位のコミューンがある。県の範囲も小さいですが、その県の単位で通常の県議会議長が、民生用の原子力については責任者になるということでございます。

軍事用については、県の地方長官(行政の出先機関のヘッド)が長になるというのが通常でございます。

実際の運用の中では、制度上の責任者は現実には個々の地域に即して適切に運用できる人に委任をすることになってございまして、それが地域の市長であったり、場合によっては県議会の副議長であったり、地域出身の県議会議員であったりして、そういうような方が責任者となっております。

日本の場合、どう考えていくのかというところで日本とは違うかもしれませんが、地方議員がかなり中心的なメンバーになっています。5割以上が地方議員と規定されている。それから環境保護団体、労働組合、専門者、有識者、そういったいくつかのカテゴリーの人たちが入っています。特にこの中でいうと環境保護団体が、比較的原子力に対して反対、慎重の立場の人たちであります。労働組合はある意味、社会的団体であります。雇用とか経済を意識している人たちです。そういうタイプの一つのステークホルダーとして労働組合がある。それから専門的な議論を行うので、専門家・有識者を入れる。場合によってはこういう人たちが独自の科学的な分析を、規制機関から独立して行うこともあります。

具体的にどういう風に行動するかということですが、情報共有が基本的な役割であり、その時の主たるアクターは、事業者と自治体の関係者、地域の団体、そして重要なことは規制機関が主要なメンバーであるということです。

日本との比較を考える場合、日本には、事業者と自治体との「安全協定」が存在しますが、そこと規制機関との関係は議論されてこなかった。非公式な世界だった。ただおそらく今後の原子力規制を考えると今までのように事業者とだけやりとりすれば済むという話ではなくて、規制体制や規制のレベルがどうかといったことが自治体にとっての関心になってくると、オフィシャルに規制機関と話ができるのが多分関心事になってくると思われます。そういう意味で言うと事業者との関係だけではなくて、規制活動についての報告徴収を日常的に行うことがあるということが重要なポイントであります。従って出てくるASNという規制庁なり、関係省庁も質問が出てきたら答えなくてはいけないという空間が制度的に確保されているというのが、ポイント。もう一つは、広報紙、インターネット、住民との意見交換ということもこの場を使って行っていく。あるいは防災についても、訓練に参加していくとしていて、ある意味で自治体の責務として地域の住民に対して情報提供を実施していくことがあります。安全協定と違って自治体と事業者との関係で自治体が何をしなければいけないか、ということはあまり書いてあ

りませんが、自治体は情報を受けるだけではなくて、受けた情報をきちっとみんなに還元するというのも一つの重要な役割となっております。

また、トラブルの時、C L Iも一定の役割は果たします。レベル1以上のアクシデントの場合はメールで情報共有しますし、場合によっては臨時の会合を開いたり、放射性物質の漏洩があった場合には独自で調査もいたします。一方で、緊急時のクライシスマネジメントの意志決定は行いません。トラブル時は行政ラインというか、例えば、県の地方長官という、国の出先機関が中心的な役割を果たします。ただし、その情報はC L Iも共有するというようになっております。

社会的関心事項になった場合には、当然C L Iもいろんな調査に関心を持ち対応いたしますが、危機管理に直接関与する訳ではございません。増設とか運転再開時にどう対応するのかについては、日本の安全協定ですと重要な局面ではありますが、フランスの場合、C L Iは情報共有はしますが、同意権限を有するものではありません。ただし、諮問はしなければいけないという形になっております。

立地であるとか増設に対する問題は、公開事前調査であるとか公開討論であるとか、いわゆる公共事業も含めて意志決定をする際の参加の制度は別途ありますので、そこで議論されることとなっております。通常の住民参加型の意志決定の仕組みがあるのでそこで扱うこととなっている。ただし安全にも関わるのでそこで情報共有はされる。運転再開の問題についても基本的には規制機関であるA S Nが最終判断をいたします。質問があれば、A S Nが答えなければいけないこととなっております。

トラブルが生じたときには、非公式な動きはいろいろございます。ワインの風評被害といった場合には、オフィシャルではないが、水道整備企業に事業者から寄附をしたりすることはありますが、制度としてはございません。

これらが基本的な局面ごとの役割ですが、少しいくつかの論点について、意義なり課題を考えてみますと一つは、「双方向のコミュニケーションの場を提供しているということ」。主たる設置主体は県で、自治体が関与していますが、自治体が場をつくり、規制権限を持っているわけではありませんが、情報提供の場を作るのが役割として持っていて、公に事業者なり規制機関なりをつれてきて質問し答えさせることができる。そういう仕掛けがあります。権限ではなくて、場をつくるのが特徴となっております。

それと、事業者との関係ではなくて、規制機関との関係を有することなどがポイントです。

フランスの場合、地方議員が50%以上参加することになっていて、行政サイドよりは議員サイドの役割が強いという構成になっております。日本の場合には、議会サイドと行政サイドを分けるという傾向がありますが、フランスでは比較的議会が中心的な役割を果たします。議会ラインだけでなく、行政サイドも入ってはいるんですが、議会が中心となっております。

もう一つは“ コミューン ”、基礎自治体の長もメンバーとして地域を代表して参画している場合もあります。フランスの場合は複数の職務につくことができ、どの立場で出るのかはなかなか難しいところがありますが、基礎自治体の関係者も参画しておられます。

専門的知識がない人もおられますが、一般的な議論としてわかるような議論をするということが、社会の透明性確保のためには必要だということで、専門的な委員会というよりは分かりやすい議論することに重点がおかれています。

その他の参加者であります。労働組合、環境団体や有識者などのカテゴリーがあるが、労働組合は雇用だとか地域経済を考える立場として入っていて、環境団体は原子力利用に慎重な人達が入ります。有識者は科学的な調査ができる。このような多様性を確保するというので、カテゴリーが法律上規定

されているのが特徴的です。

どういう風に位置づけられているかですが、もともとは、運用として出来てきたものが、2006年の段階で法制化され、全国的にやらなければならないことが規定されました。そして、財源も国が半分出すということです。従来はフランスも日本と近い規制体系をとっていましたが、ASNはかなり独立を強調されたことで、独立した機関の中で半分お金をもらってこのようなことを行っていくという位置づけが示されました。

もう一つは、既存の諸制度との関連で、全ての話を抱え込む訳ではないということです。特に立地や増設に関しては、むしろ今まで、社会基盤の整備全般で使われてきた公開事前調査であるとか、公開討論とかの別途の参加の仕組みがありますので、そこはそっちで担うという制度間の棲み分けがなされているというのがもう一つの制度的な特徴となっております。

以上が、基本的な構造なり、特徴ということになるんですが、こういうことを営まれていることが、日本との関係でどういう論点や意義があるかということであるが、日本の場合には「安全協定」というインフォーマルなものでやっていたところですが、制度化して位置づけていること。事業者と自治体との関係だけではなくて、中央の規制機関も位置づけたこと、もう一方で情報共有が基本的な役割なので、例えば、安全規制の最終的な決定機関はASNという規制機関でありますので、意志決定からは遠い距離にありますが、情報共有は幅広く担うことで、関係者間の信頼調整を図っているものであります。

現実には自治体にも様々な課題がありますが、聞いて分かったこととしては、原子力施設のある自治体にとって、事業税のあり方は財源上重要な問題で当然議論にはなりますが、この枠ではないことを強調されていました。

日本とフランスの比較したまとめになるが、

一つ目は、平常時には、ASNという規制機関からの情報提供ができる形にしている。事業者だけとの関係ではないということ。

2つめの記載にありますように、CLIの設置目的として情報周知を役割としています。情報を得るだけでなく、得た情報をしっかりと周知させることが自治体の責務として規定されていること。

3点目に、立入調査ということに関しては、日本の安全協定には明記されておりますが、フランスの場合、こういったことはやりません。一応役割としては峻別されています。しかし、自主的な見学会は開催されております。

運転再開のプロセスなり、立地増設についての了解権限はありません。ただ、諮問はしなければいけないということになっていまして、権限と情報共有を分けているのが大きな特徴であります。

その上で、日本への示唆としては、インフォーマルな協定ではなくて、法制上位置づけているということ。むしろ、国の法律として透明化を目的としているのが特徴です。

2番目はCLI自体は情報共有の場であって、意志決定権限を有している場ではないということ。そういう位置付けを明確にしています。情報共有の担い手は自治体であり、そのことに責任を負うということです。

そして、「共同事実確認」。何か事故があった場合、自治体が専門家を連れてきて、その場に立ち会い、

どのような議論がなされているのかを明確にし、可視化する役割を担うことになっています。

地域情報化委員会のようなものを日本でつくる場合にどういうことが論点になるか。

設置者として自治体に一定の責務を担わせる。自治体の役割を位置づけることが必要です。

フランスでは、国が安全規制をコミットする上で、半分は財政負担をし、地域性を出すために半分は自治体も負担するというやり方をした。このような手法について、自治体が信頼性を持たせるためにどのようなやり方がいいのか。

2 番目には、自治体関係者として誰が出てくるのかということ。フランスの場合、地方議会の議長、議員が中心となっていますが、日本の場合、市長や行政職員が重要となってくるのでここをどのように考えるか。フランスの場合、地方の行政長官は国の役人が出向しているみたいなどころがありますので、国の出先機関的な色彩が強い面があります。

そういった意味で、行政と地域との関係が日本とはかなり違います。日本の場合は行政はもう少し地域と密着しているので、それから、地元団体という人たちをどういうふうに参加させていくのか。日本の場合、何とか団体から来てもらうか、地域の住民で関心を持っている人を見つけて参加してもらうのが一つのポイントになると思われます。

3 点目は、事業者との関係だけではなくて、規制機関との関係を築き、質問に回答させることが出来ること。この水準までやるか。

それから、どういう効果があるかということですが、関係主体との情報共有と信頼構築が図れるというのが重要なポイントになってきます。地域の住民団体との参加のあり方とも絡んでまいりますが、日本では柏崎で近い実験をされていますが、賛成派も反対派も両方入った形で電力会社を中心となって設定したもので、柏崎市は裏方に徹していた。こういったものをどのように進化させていくか。個人的は市がもっと全面に出るべきだと思いますが、そのようなこととか、何とか団体よりは地域の団体を参加させてくるのも良いのかとも考えます。

それから、地域の範囲の問題としては、立地自治体や周辺自治体といった関係でどういう構造を作っていくのが論点となると思います。

また、管轄事項の件として、安全と防災がある。どういう分野の課題を主として議論して取り扱っていくのかがあります。いずれも情報共有がメインですが、フランスの C L I では防災にも積極的に関わっています。

それから、安全協定との関係、非公式な形式から公式的なものへ転換することで考えるのか、併存させて併用させるのかといったことがあります。

地域の範囲とも関連が出てまいります。

最後、フランスの場合、透明化法で法定され、象徴的な位置づけがなさらわけですが、法律改正的な手法で構築していくのか、別の手法を考えていくのかが議論になると思います。

(2) フランス訪問報告

【牧委員長】

城山先生、ありがとうございます。あとで議論に加わっていただきますので、質問等はそのときにしていただくとうたしまして、引き続き議題 2 ということで、フランス訪問報告につきまして、嘉田知事のほうからよろしく願います。

【嘉田知事】

今日の報告の背景は2つあります。1つは、実は滋賀県の場合に原子力発電所の立地地域から最短で13kmでございます。敦賀が特に近いんですけども、昨年の3・11以降、実はそれまで、EPZ、10kmということで県は具体的には関わっていなかったんですけども、福島を事故をみて、これは直接に考えなくてはいけないということで、去年の3月以降、原子力の防災計画などをつくり始めました。

そのときに改めて、本当に地元としての何の権限も役割も持っていないという不安がございました。

それで安全協定の申し入れを事業者にさせていただいたんですけども、そこでもまだ、1年近く経っているんですけど、安全協定も締結できておりません。その議論をずっとみながら、国はなぜ何もやらないんだろうと、なぜこの地元の安全に対して国が関与してくれないんだろうと、事業者と自治体だけで直接交渉というのは、これは防災計画の基本の国のあり方として問題だろうと考えておりました。

そういう中で、原子力規制庁の独立性の話が出てきたわけでございます。

悶々としているところ、昨年の夏以降、城山先生が新聞に書いておられた記事を読みまして、こういう仕組みがあるんだということを教えていただきました。国が地方の安全政策について何らかの責任をもってもらわないと、自治体として責任を取りきれないというのが、この背景でございます。

そしてもう1点は、今がまさに、原子力規制庁の新しい体制が準備されているときですから、今、自治体が声を上げないと、この感覚は全く国のほうに、あるいは国会のほうになかったものですから、かなり急ぎ、準備不十分なまま、担当とこの夏調査に行っていました。調査といっても本当に日にちがなくて、1日目はフランスの原子力安全局(ASN)、今度できる日本の原子力安全規制庁に相当するものだと思います。2日目がマルクール、かなり南のほうですけども訪問して、地域情報委員会(CLI)のヒアリングをしました。たったこの2箇所だけなので、何が言えるかということなんですけれども、幸い今、包括的なことを城山先生にお話いただきましたので、包括的な発表の中のほんの一部だということで見ただけだと思えます。

ASNは、パリのオルセーの駅の近く、中心部でした。重要性が高いわりには、おとなしい事務所でございました。2006年以降、特に大変大きな役割をフランスで果たしているということでございます。去年も3・11以降、もう3・12からASNのラコステ委員長が毎日テレビに出て、福島がこうなっているということを、フランスで責任をもって広報していたということで、フランスでは大変ポピュラーな人物になっているというくらい重要な機関でございます。

ASNの大変大きな役割、まずは中立性の確立ということで、2006年の原子力透明化法により大統領府の下に設立されたわけですけども、大統領の任命3名、両院議長の任命各1名のコミッショナー制です。全体450名体制、年間予算約67億円、国際・広報等一部部局以外は専門家により構成されております。

日本がこれからつくろうとする規制庁にかなり近い組織だと思っております。

あくまでも政府から独立した立場で原子力の安全、放射線防護に関する規制、許可に関する諮問を受けます。特にこの放射線防護については環境汚染という役割もしっかり入れていて、環境汚染法にも位置付けているということです。

エネルギー政策は政府が決めることであり、ASNは専門的技術者集団として安全の確保が使命。

つまり、意思決定は別だと先ほど、城山先生が言っておられた、ここは担当者が何度も強調しておら

れました。

透明性の確保、すべてホームページで公開ということですが、例えば、この中で原子炉運転の継続、これは、今、日本でも40年廃炉が問題になっていますけれども、10年間運転した後に、さらに次の10年間隔で運転が可能かどうかASNが検査を行います。10年でだめになる場合もあるだろうし、40年、50年となる場合もある。上限はないということですが、このASNの判断は、法的な停止権限はないんですが、ASNが社会的信頼を得ているということで、今までASNの判断を政府は無視できない状態だった。しかし、最終廃炉の時期は、政府が決定するということです。

それから、避難訓練などで、私たち、避難訓練というと全部シナリオを書いているんですけど、シナリオレスの避難訓練までやっているということがとても印象深かったので、日時だけ決めておいて、あとは何がどうなるかわからないと、この辺り実務に長けたフランス的な感覚だろうなと思っております。

次にマルクール地区の地域情報委員会を訪問した内容ですが、透明化法で設置が義務付けられているということで、ここの委員長は、アレクサンドレ・ピサースさんという方ですが、この方は市の市長さんです。で、形式的には県知事が委員なんですが、この県知事はイコール県議会議長です。ここは、日本の二元代表制と違まして、住民が選ぶのは議員のみです。議員内閣制で、住民が議員を選び、議員の中から互選で知事が選ばれる。市長も市議会議員の中から互選で選ばれる。ですから、議員といっても行政の執行部側の役割を担った人もいるということで、ここの公式の委員長は県知事なんですが、県は少し遠いので、一番マルクールに近いところの市で、地元と信頼関係のあるピサールさんに委任をされているということです。副委員長のシャルレさんという方も近くの市の市長さんです。

この辺りが実質的に地域と信頼関係のある人を選ぶと、で、38の地区委員の中で、県議会議長=県知事が委員長になっているところは少ないということで、実質を重んじる組織になっているようです。

地域情報委員会の設置についてですが、先ほどから城山先生のお話にもありましたように、80年代から任意団体として設立されておりましたが、2006年には設置が法的に義務付けられています。

原子力安全、放射線防護、放射能による人体・環境への影響を広く知らせるために設置ということで、例えば、環境への影響ですと、魚からセシウムが検出されないかなどの監視活動もずいぶんされており、人体はもちろんですが、委員長のピサールさんは医師です。で、マルクールの周辺の子供たちの白血病の発生率がどうなっているかということで、数千人の子どもの調査をした結果、他の地域と統計的に有意な差はないということもC L Iから情報提供しているそうです。

地域情報委員会の構成ですが、立地県の県議会議長=県知事がC L Iの責任者に就任するが、代表権は委任することが一般的ということは、先ほど申し上げたとおりです。

で、地方議員が構成員の50%以上、その他に環境保護団体、労働組合。で、環境保護団体は、原子力に反対する方たちもしっかり入るということです。そういう方が入ってこそ、透明性が確保されて、地域の信頼が得られるんだということを、ピサールさんは何度もおっしゃっていました。

それから労働組合が入る理由は、施設の中で事故が起きたときに最初に影響を受けるのは労働者だから、労働者の代表が入らないといけないということです。有識者は、地元の大学関係の方です。

で、マルクールにあっては、約60名がC L Iの委員です。

次に、C L Iの地理的範囲なんですが、私、大変気にしております、構成員となる自治体の範囲は、県・州の隔たりを問わず、事業所から半径10km以内。ここは、2つの県にまたがっているんです。

それで、立地している県の知事＝議長が公的な委員長なんですけれども、それ以外のところの知事や市長たちも地理的に影響を受けるおそれのあるところは、構成員に入ると。で、今、福島のような重大な事故を想定して、10kmの範囲を見直そうとされているそうです。この見直しについては、ASNの所管です。

滋賀県の場合には、気象と地形に合わせて、特に風向きに合わせて、放射性物質の拡散シミュレーションを行いました。その図を見ていただいたんですが、フランスでは、自治体で、こういうことをやったことはないということで、少なくともマルクールでは単に同心円で範囲を決めているが、自治体の区域による区分はしていないということです。

活動内容については、既に城山先生からご紹介いただきました。

事業者、ASNから情報を入手し、広報誌の発行やインターネットによる情報発信。情報誌などはかなり分かりやすい形で作っておられます。それから印象的だったのは、これは防災計画なんです。地域防災計画のところ、しっかりとC L Iの名前が入っているんです。地域防災計画は、県が策定しているんですが、ここにC L Iの名前を入れることで、いざ、避難のときには、C L Iも関わるんだということを示しているんだと。ただし、防災計画を策定するときに相談には乗るけれども、実質的な責任はないという形です。

それから、異常事象、軽易なトラブル、労働災害等多岐にわたる情報を整理し、分かりやすく住民に伝える、事業者とASNのモニタリング結果を比較し、必要に応じて国立調査機関に独自の測定を依頼、ということがあります。

先ほど、城山先生がおっしゃってられましたように、事業者やASNともかなり対等に情報を共有することで住民の信頼を得ているという印象を受けました。

2011年、去年の9月にマルクールの廃棄物処理施設で爆発事故がありまして、日本でも報じられましたが、その時には、すぐに委員長へ連絡があり、事務局を通じて正しい情報が各委員へ周知されたということです。周知をしても自主的に避難された方はいたということです。

放射性物質の漏えいはなく、周辺はぶどう畑なんですが、地元ワイン等の不買運動は起きなかったということです。城山先生のレポートで、トリカスタンのトラブルでは、ワインの不買運動があったということを読んでいたんで、あえて聞いてみたんですが、マルクールでは不買運動はなかったんで、補償の話もないということでした。

政治的な議論や事故時の技術的な対応には関与せず、客観的に正確な情報を住民に流すことが使命。意思決定は、先ほども申し上げましたように、フランスの場合には公共事業を実施する際の住民参加の仕組みが、かなりしっかりできておりますので、政策決定はそちらのプロセスで行うということになります。

次に、C L I訪問により得られた知見ですが、国家・事業者と住民との間に、住民の代表であるC L Iが位置することで、異常発生時の情報伝達がスムーズに行われ、不安が抑えられていることが分かりました。と同時に、C L Iの構成員に原子力施策に慎重な者を含めることで、住民からの信頼性の向上につながっている。つまり、賛成派一色ではなく、多様な意見があってこそその信頼だと、これはフランスにおける市民性の熟度が違うということかもしれません。

それから、国の避難計画の立案時には、C L Iに助言を求めることとされており、実践的な避難計画の策定と住民の防災意識向上に資する仕組みとなっています。

さらには、原子力施設の監視のため、様々な視点を持つ住民の代表がC L Iに参画し、住民と日常的にコミュニケーションを持つことにより、原子力施設の透明性の確保と周辺住民との信頼関係が構築される点は、日本でも非常に参考になる点だと考えています。

最後に、地方自治体に参加する原子力安全体制づくりということについて、国にも真剣に取り組んでいただきたいという意味で、4重の安全対策です。どちらかという、今はプラントの安全性が大きく取り上げられています。マスコミでもプラントの図面がよく取り上げられるが、あれを見ただけでは、安心できないですね。地震や津波の可能性など地域条件はどうか、緊急の危機管理のときの情報がどうなるのか、それから、防災体制、避難行動計画も、国ではまだ動いておりません。そのような中で大飯の再稼働が進められました。

実は、この避難行動計画などは、福井県と一緒にやらせていただきたいんです。住民のためを思ったら、福井から滋賀に来る、避難ルートも十分あり得ると思っております。ここは、国にしっかりと汗をかいていただいて、地元住民にとっても納得のできる安全体制づくりに法的な位置づけをお願いしたいと思います。

以上です。

【牧委員長】

嘉田知事ありがとうございました。

また、関連して、平川委員から情報提供いただけると伺っております。平川委員、よろしく願います。

【平川委員】

私からの情報提供ですが、今、嘉田知事、城山先生からご紹介のありました地域情報委員会の活動について、今年の4月5日にNHKのクローズアップ現代で取り上げられていましたので、それを紹介いたします。

ちょうど、私がコメンテーターとして出演させていただいた時のものですが、今お話があったことを、どういう人たちがどういう形でやっているのか、イメージをつかみやすいのではないかとということでご紹介します。

～ D V D 放映 ～

(3) 「地方自治体等が参加する原子力安全体制づくり」について

【牧委員長】

平川委員、ありがとうございました。

それでは議論に移っていきたいと思います。

今日の議論のキーワードは、1つには住民から信頼されるリスクコミュニケーションができる機関のあり方はどうあるべきかということと理解させていただきました。

ここからは、どうあるべきかということについて、城山先生のご意見や嘉田知事のご報告、平川委員の情報提供を踏まえ、ご意見やご質問をいただければと思います。

論点の整理として議論になっていたことは、1つには「権限」: 法律的なバックグラウンドがどうあるべきか、「役割」: 意思決定をするのか、リスクコミュニケーションに徹するのかというところ。2つ目が、どういう組織が参画すべきなのか、これにはもう1つ大きな問題がありまして、これまでは10kmというところが対象だったのですが、どこら辺まで範囲を広げるのか。それからもう1つは住民参加、どうあればいいのかというところがあると思いますが、これにこだわらずにいろんなご意見をいただけたらと思いますがいかがでしょうか。

【寺川委員】

長い間、自治体におりましたので、このような話はだいたい分かっているんですが、まず、日本とフランスでは地方自治体の性格が相当違いますので、そのまま持ってくるのはなかなか難しいと思います。それと今、例えば美浜町ですと「監視委員会」という組織があります。これは、いわゆる関係団体、いろんな地区の代表、商工団体、労働組合など、これに学識経験者が入った団体が昔からあります。ここでは、環境放射能の測定などやっていた時代もあります。ある意味ではフランスに非常によく似た形、そこにいろんな情報を提供してやっていく。町が主催というところが若干違いますが、かなりフランスの取り組みに近い形、このような組織を持っている地域というのは、全国に複数あると思います。

そういう意味で、このような取り組みが日本にはなかったのかといえ、当然あったということだと思います。

それから、安全協定などいろんな形で、どこまで権限を持つのかということがあります。フランスのこのようなやり方というのは、日本の場合には安全協定を結ぶことによって、自治体が主体で行ってきたとみるべきではないかと思います。

自治体も安全協定というのは最初はほとんど環境放射能問題です。環境放射能問題から入って行って、中の問題に入ってくる。

我々からみれば、安全協定を法的に位置付けるということは前々から要望している話です。当然のことながら防災だけが地方自治体の責務ということになってはいますが、そうではなくて、平常時から情報が入るとということが基本的に法的に確保されるということが一番重要であると思います。

どこまで自治体側が平常時から法的な形で情報を得ることができるかが重要であって、国のほうに原子力規制法にそのような規定を盛り込んでいただきたいということを、相当前から要望を行ってまいりましたが、実際には実現していません。

今回の原子力規制委員会の法律改正でもその部分には全く触れられておりません。

むしろ、まず情報を共有するということを法的にきっちりと位置付けたうえで、どうしていくのかという議論をすべきだと思います。

【石橋委員】

今日の議論のそもそもの目的について分からないところがあるので質問させていただきたいんですが、今、寺川委員がおっしゃった平常時の情報共有を法的根拠に基づいてきちんと行うことが重要というのはそのとおりなんです、今、日本で、滋賀県で一番心配なことは、平常時ではなくて、危機はある日突然起こるわけで、いくら監視をしても分からない、それこそ、地面の下を監視しないと分からないことを日本は抱えていて、でも、そもそも地面の下の監視なんて人間にはできないので、ある日突然

危機が起こる可能性があるわけです。滋賀県の場合は、地震被害で大変なことが起こっているうえに、原発事故による放射能災害も大規模に起こるということを想定した対策を一刻も早く立てるということがものすごく大事だと思うんですが、C L Iのような組織がその危機的な局面でどの程度機能するのか、知事など責任ある方々がどのようにイメージしておられるのかが分からない。

具体的な質問としては、地域防災計画（原子力災害対策編）を策定していく枠組みには明確な法的根拠があって、それに基づいて行っているんだと思いますが、フランスのC L Iは、そのようなところには、意見は言えるかもしれませんが、関与はしていないんですよね。

城山先生にも伺いたいんですが、フランスの場合、日本の地域防災計画（原子力災害対策編）のようなものがあるのか、どこがつくっているのか。滋賀県に伺いたいのは、そういうこととC L I的なものを整備したいとお考えなら、どう関係付けておられるのかを伺いたいんですが。

【城山教授】

細かいところまでは分かりませんが、危機管理だとか防災の共通点などは別途行政ラインがつくっているという理解だと思います。したがってC L Iが直接作成に関わっているわけではない。ただし、どういう防災計画を行政がつくっているのかということは、C L Iで議論になり得るわけです。権限はないけれど議論は幅広く行うことができるというのがC L Iのしくみですから、行政がつくった計画の内容をC L Iで議論し確認するという役割分担になっていると理解しています。

【嘉田知事】

もちろん、滋賀県でも地域防災計画（原子力災害対策編）はつくっていますが、それをつくりながら、私自身は、行政だけで計画をつくり、それを住民と広げていく舞台が少ない。一般住民に避難の周知はするけれども、主体性が育っていないということが一番気になっておりました。

C L Iは地域によって違うんですが、マルクルのC L Iは、避難計画の中にC L Iが責任母体として入っている。これを実現するために各市長や100人規模のコミュニティの代表もここに入っているの、避難計画を実施するときの地域の責任母体になり得るんじゃないかという期待をもっています。

福井にも、そのような地域母体はあるんでしょうか。その辺も教えていただけるとありがたいんですが、私は、そこに地域の住民が関わるプラットフォームのような役割を期待しております。平常時だけでなく緊急時にも。

【石橋委員】

避難計画というのは、地域住民が関与しただけでは全然足りなくて、例えば大規模地震が起こり、原発でも大きな事故が起きたという場合に、もちろん滋賀県でも大きな被害で出ているんだけれども、福井県から逃げてくる人を助けないといけないし、脱線した新幹線から県外の旅行客をたくさん救出しないといけないし、自分たちも避難しないといけないといったことを具体的に想定しておかないといけないんですが、それはもう地域住民やローカルな問題ではなくて、J Rや高速道路会社などを全部入れた問題ですので、そうなる防災会議の話だよということになるのかもしれないけれども、その辺りとC L Iとが、すごくギャップがあるような気がします。

もちろん、平常時の安全安心のために情報共有の場が法的にきちんと位置付けられているということ

は非常に大事だと思いますが、裏を返せば、原子力規制ガバナンスというよりは、原子力推進ガバナンスのための1つの仕掛けという感じがして、悪い意味で言っているわけではないですが、原発災害発生時には非常に無力な感じがして、そこはしっかりと整理をしてギャップがないようにしていかないと、絵に描いた餅になってしまうような感じがしました。

【嘉田知事】

昨日、自衛隊、警察、消防、JRをはじめとする民間団体が参加して総合防災訓練を実施した。今回は地震を想定した訓練だったが、ここに来年度あたりから、原子力防災を入れて準備をしていかないといけないかなと思っております。

ですから、今日のC L Iの議論は、これがすべてだとは思っていません。今までなかったところを埋めようということで、これまでの防災対策は国民保護も含めてしっかりとやったうえで、こういうことも補完的に必要だろうという提案でございます。

【牧委員長】

住民に信頼していただける第三者機関という観点で、C L Iのような組織は非常に重要だと思うんですが、この点について平川委員、お願いします。

【平川委員】

フランスのC L Iが一定の信頼を得ているのは、C L Iの仕組みだけのおかげではないと思います。城山先生のお話の中にもあった、公開事前審査や公開討論という仕組みが、原子力とは関係なく、広く公共事業一般に成り立っていて、そうした市民参加の仕組みによって、実際に大型の公共事業が変更になったり、中止になったりすることがあるということのおかげでもあると思います。この制度は19世紀から続いていて、フランスでは100年以上、市民参加をやっている。そういった外部にある信頼のリソースがあって、C L Iの信頼も成り立っている。

いいかえると、C L Iで扱えないことがあっても、公開事前審査や公開討論で対応できるため、C L Iに対する不満が高まりにくくなっているということが重要なのかなと思います。

ところが日本では、そのようにC L Iの信頼を補完する仕組みがありません。環境アセスメントでも市民参加の機会は不十分で、こういった信頼性というのはまだまだ日本は低いわけですね。そのように行政、政治、市民の側からそれなりに信頼できるものがないなかで、日本版のC L Iの信頼性を高めるにはどうするのか、というのはけっこう難しい問題だと思います。

たとえば、C L Iが果たす役割をどこまでとするのか。単に情報共有だけに限定して、何も意思決定に関わる場面がないという形にしてしまうと、批判的な立場からは、単なるガス抜き現場とわれてしまうかもしれません。C L I自体に、あるいはそれ以外のかたちで、出た意見を地方自治体や国、事業者の意思決定に何らかの形で反映させていく仕組みがないと難しいと思います。この辺りは原子力の問題だけではなく、今の日本全体で大きな課題だと思います。

この辺りについて、城山先生、何かアイデアがありますか。

【城山教授】

ダイレクトなお答えにはならないですが、日本でもそれなりの情報共有の試みはあったんだと思います。

情報共有や監視といったことで、私が知っている柏崎の例などさきほどご紹介しましたが、

そういう中で、日本の場合、自主的なものでやっている、最後はいざというときに情報出してくれと言っても、出さないということができたりだとか。あるいは質問権というのはけっこう大きいんだと思いますね。どう答えるのかは自由だけれども、その答えがあまりリーズナブルでないと、その説明責任を負うわけですよ。

寺川委員にお聞きしたいこともあるんですが、美浜の情報委員会の取り組みなどをやっていくうえで、情報共有の仕組みの法制化を国に求め続けたがうまくいかなかったとおっしゃったのは何がネックになったのか、そのネックを越えていくことで変わっていくんだらうなというのが1つの側面と、逆にいうと事業者や規制機関に出席義務があって、8日以内に答えないといけないといった回答義務があるというそういう社会は、権限はなくても双方向のコミュニケーションのなかで、事実上やらざるを得なくなってくるというプレッシャーはかなり働くんじゃないかという気がするのですが、いかがでしょうか。

【寺川委員】

基本的に小さな市町村単位のほうが、いろんなことを実際にやってこられている。職員数が少ないのでいろんな仕事を兼務しておられて、逆にいうといろんなことをよく知っておられる。そうすると、地元とすごく密着しているということで、地元の意見もうまく取り上げる組織とか、そういうのは小さな市町村ほどうまくつくっておられると思います。

逆にそういうところをうまく活用すれば、別にC L Iという組織を作らなくても、そのまま持っていけるという形は十分考えられると思います。

ただ、大きな市となってくると、なかなかこれが難しくなってくる。そういう意味で、C L Iの数を少し増やすというやり方もあるかなとは思っています。

【城山教授】

事業者との関係でいくと、安全協定は1つのツールであったわけですが、今後、意見や懸念をどうぶつけていくかということについて、事業者だけではなくて、例えば国にどう伝えるのかですね、集めた情報をどう使うのかという仕掛けという意味もあると思うんですね。

【寺川委員】

事業者の方は、そういうところではまずほとんど応えてくれます。情報も出してくれます。実際に今、原子力の情報というのは、これはもうだいぶ前からそうなんですけど、かなりの情報が出ています。

福井県の場合、非常にユニークなのは、昭和47年から県が記者発表しているわけなんです。これはトラブルもそうですし、平常時の定期検査の内容からすべてやっている。逆に言えば、そういったことによって信頼を得ているというやり方が当然あり得るわけです。

それから例えば、おおい町の場合には、トラブルがあった場合に発電所の方がおおい町のケーブルテレビに来て、そこで説明をするというやり方をされています。

各市町村ごとにいろんなやり方でもって、住民に情報を伝えるということについては、かなりやられていると思っています。情報をどのようにうまく伝えるかということは、各都道府県、各市町村によって相当な開きがあります。例えば、安全協定で連絡を受けても、県自ら発表するということは非常に少ないです。城山先生からもありましたが、安全協定は情報を「受ける」だけでなく、「発信」も必要ですということについては、その通りだと思います。

その辺についてどうしていくのかということをごすね、協定がいいのか、法定化がいいのかということは、今後議論していくことは必要だと思っています。

【牧委員長】

ありがとうございました。法律できちっと位置付けられないとなかなか情報が入ってこないというお話もあったんですが、寺川委員のお話にあったように、県庁として情報が入るようになっている事例もあるという理解でよろしいですか。

【寺川委員】

事業者の方も報告とか、抜けることもありますので、法的にやるのであれば法的にきちんとやっていくほうがですね、住民から見ても協定とは少し違って見えるんじゃないかと思います。

【石橋委員】

今、小さい地域のほうがうまくいっているというお話がありました。詳しくは知らないんですが、柏崎の「地域の会」は多少知っていて、呼ばれたこともありますし。あそこは、保安院も東京電力ももちろん必ず来て説明をされているし、少なくとも情報提供、質問に答えるという点では、結構うまく行っているのかなという感じが、外から見ているとします。ただ、ある意味で顔見知りにもなっているような世界でうまくいっているということで、もっと広がった場合は大変なのかなと思います。今この会議で問題にしている一番のポイントの1つは、もっと広い範囲、つまり、滋賀県も若狭湾の原発に対して「被害地元」であるという観点から、もっと広げたものができるかというお考えなのだと思うんで、狭いところであればうまくいくというのでは、違うかなという気がします。

柏崎の「地域の会」も、どういう法的根拠になっているのかわかりませんが、あんまりないんじゃないかと思うので、法的根拠があれば、先日、大飯原発が再稼働しましたけれども、ああいったときに、より機能するんじゃないかという気はしますので、法制化を積極的に考えていく意義はあると思います。

【平川委員】

C L I が住民から近いところでちゃんと機能するためには、それぞれが小さい単位であることが重要なのだと思います。他方、防災というものを考えると広域にならざるを得ないので、地域レベルのもの、もうちょっと広く市町村や県単位のもの、さらに言えば、福井県や京都府など関連する他の府県とのものとの連携の仕組みをどうつくるのかということで、重層的な形でアーキテクチャーを考えないといけないのだらうなと思います。そのための仕組みをどういうふうにつくるのか、さらに言うと、市町村単位だけなら、それぞれの府県で対応できると思いますが、府県間でやる場合には、やはり国の何らかに仕組みが法的なバックグラウンドとしてあったほうがやりやすいのだらうなと思います。

国との関係でいうと、危機時はまさにそうなのですが、規制委員会が持っている情報を、地方自治体が的確に入手できるようになっていることが大事だと思います。今回の福島の事故でも SPEEDI の情報がなかなか出てこなかったということがあるわけですが、そういった、現場にとって重要な情報を効果的かつスムーズに共有できるような仕組みを法制度として設ける必要があるのかなと思います。さらには、そういう危機時だけでなく、平時においても規制委員会と地方自治体の間でスムーズな情報共有が行われていると、規制委員会そのものに対する信頼度が上がって、制度全体に対する信頼度が上がってくると考えられますので、国としてなんらかの法制化を考えていく必要があると思います。

【牧委員長】

ありがとうございます。

黒木審議官のほうで、まだまだ検討中だと思うんですが、今のご意見やご質問に答えていただけることがあれば、少し情報を提供いただければと思いますが。

【黒木審議官】

1つ言えることは、まだ準備段階ですので、9月中旬以降に設置される規制委員会で議論され、決まってくると思いますが、1つの大きな流れとしては、資料にもありますように、国会で法律附則が、そして衆議院・参議院での附帯決議があります。法制化という話は、さきの話と書いてありますが、それ以前に、どういう情報提供というか、情報の共有、共有と言えば双方向だと思うんですが、その仕組みをどうつくるのかということが1点、それも緊急時、緊急時の場合には、この前の国会の事故調の報告にもありましたが、情報の提供が遅い、必ずしもうまくいっていないということがあると思います。そういったことをどうするのかというのは、かなり深刻な問題だと思います。

私は、おそらく規制委員会設置後は、その住民の法対策の部分を担当することになると思いますが、1つのポイントは、情報がどのように流れていくのかということをきちんと押さえ、検証していかないといけないと思います。

それから平時の情報を提供というか、共有していくためには、この地域情報化委員会というのは、大変面白い仕組みであります。ただ、法的に位置付ける場合には、難しいのかなという気がします。

法律で都道府県知事に義務付けるというのは難しいのかなと、地方自治の部分ですので。そうするとおそらく、これは全くの私見ですが、質問に対して回答する義務を課すというのが一番手っ取り早いのかなという感じがすごくします。では、だれに返すのと言われた場合に、返す相手はこうですねという形が1つあるのかなと思います。

例えば、特定の個人への返答義務に罰則を科すというのは厳しい話かもしれませんが、あと、返す内容をホームページ等で公開するというのは、当たり前の話ですので、例えば、それによって全国民に回答しましたということになるのであれば、そういったことを考えつつですね、法律をつくる場合には、こういったモデルになるのかをしっかりと構築しておかないといけないなと思います。

それから、お話を聞いていて1つよくわからなかったのは、C L Iには、原子力発電に対して慎重、反対する方も入っているということですが、これはなかなか日本の場合には考えにくいにして、同じテーブルに賛成派と反対派が同席して、一定の方向について議論するという話であり、かつ、議論は一定の結論が出るという話ですから、結論が出る前提というか、共通の思いというかプラットフォームと

どうか、そういうものがあると思うんですが、それがなんだろうとさきほどから考えているんですが。

政治的な議論はしないんだということで、反対派も入ります、一緒にやりましょうということになるのかなあと、いろんな考え方がある中で、日本の場合、違う考え方の人が同じテーブルには着かないという傾向が強いと思いますので、よくわからなかったというところです。

【石橋委員】

原子力規制委員会の準備をされている方が、そういうことをおっしゃるといのは、非常に違和感がありますけれども。今の時代ですね、考え方の違う人たちが同じテーブルに着くことはあり得ないといのは、非常な認識不足だと私は思います。現に、柏崎の「地域の会」は、何かを決めるのかとかですね、会の目的にもよりますが、透明性を確保するという意味では、柏崎の「地域の会」は賛成派も反対派も同じテーブルに着いて、もう何年もやってきたわけで、それは十分あり得ると思います。

【黒木審議官】

決してそれが良いとか悪いとかではなくて、制度設計していく場合に、どういう人選をだれがするのかなという、そういう観点の話です。例えば、フランスでは県知事が県議長を兼ねていて、それは相当な権限をもったいろんな人を知っているんだと思いますが、どういう基準で人選しているのかというのが見えてこない、という話です。

柏崎の例も承知していますが、あそこは透明性の確保ということで皆さん協力できるということは素晴らしいことだと思います。

【竹田委員】

話題を少し変えますが、さきほどからC L Iの制度について委員の皆さんの意見を聞いていてですね、平常時に対して住民の皆さんから、こういうことがあるんで、それに対して、その回答を電力事業者あるいは国のほうから聞くというのは非常に良いと思うんです。ただし、小さな地域の皆さんだと、例えば、先ほど平川先生のビデオにありましたとおり、オイルフェンスの話がありましたけれども、クラゲ対策もできるかもしれません。

だけれども、滋賀県の方に、今のビデオにあったような問題とは少し違っていると思います。

やはり、モニタリングとか避難方法といったことがメインの話題だと思うんです。

ですから、平常時に対しても、それなりの一般的なことよりも、滋賀県としてどういうことを狙っているかということをちゃんと考えてやられるほうが、私は良いと思っています。

石橋先生が異常時も大事だとおっしゃいました。ただし、異常時も本当にC L Iが機能するか、異常時というか事故時にですね、機能すればいいんですが、いろんなところから異なる情報がたくさん入ってくるというのも問題だと思っているんです。ですから、そこら辺をちゃんと見極めて、やられるほうが良いと思います。

それから、C L Iに入ったからということで、嘉田知事の報告にも今は10 km圏だけ見直す予定があるとありましたけれども、それはフランスの問題であって、日本だとどうしたら、滋賀県のここまでの地域を入れていただければいいというのは、やはり別の問題だと思いますので、また、検討をよろしくお願いします。

私は、情報は大事だと思っています。大事だからやはり、それぞれの地域あった情報をちゃんと入れるという、平常時と異常時にちゃんと情報が入る仕組みを確保してほしいと思っています。

【平川委員】

フランスの制度は半径10kmの範囲で考えており、いわゆる立地地元を前提にした仕組みになっています。そうすると日本で、滋賀県のような被害地元まで含めて考えますと、フランスにはお手本となるものがないわけですから、日本版のC L Iは、我々の中で、滋賀県の中で独自につくっていく必要があります。どういう情報が必要で、どういう活動が日本版あるいは滋賀県版のC L Iの役割になるのか、たぶん最初はなかなか決まらなくて実験的なものになると思います。たとえば、避難に関する役割を考えるとすれば、地域それぞれの事情を見てこそ分かる避難の実情、難しさとか工夫とか、まずはそういうところから掘り起こし、情報を集めるなかで、C L Iの役割として何が必要になるのかを探っていく。また、今まで、原子力の問題以外にも、地震やその他の災害での、いろんな防災の経験が各地にあると思いますので、それもまた基盤になるかと思っています。

緊急時のC L Iの役割としては、たぶん、緊急時になってしまうとC L Iそのものが、何か大きな役割を果たすということはないのかなあとと思いますが、それでもC L Iには、緊急時に対する備えを平時にちゃんとしておくこと、つまり、避難など危機管理のために必要な行動を、個人や自治体、隣組といったところがちゃんとできるように、平時からしっかり備えておくという大きな役割があるのだと思います。

あとは、さきほど黒木さんがおっしゃった点について、私からも1つ指摘しておきたいと思います。

私自身ではなく、私の職場の同僚の経験なのですが、その同僚が過去10年くらい原子力対話フォーラムというのを、原子力施設の立地地域の住民の方たちと、原子力関係者、原子力の専門家の方たちを招いて続けています。その経験談の中で1つ、すごく印象に残っていることに、次のような話があります。普段は原子力の説明会、公聴会などがあると、それこそ旗を振って、大声で叫んで、議事を妨害するようなことをしている男性が、その場に出ると非常に紳士的に、人の話ももちろん紳士的に聞きますし、自分の意見も理路整然と話すので、試しに質問してみたそうです。普段あんなに騒いでるのに、どうして、ここへ来るとそんなに普通にしているんですかと。すると、「それはだって、ここはみんな普通に話を聞いてくれるからね」と。つまり、話を聞いてくれないから、話を聞けと叫んでいるのですね。だから、話を聞いてもらえる場で普通に扱ってもらえれば、そこではおのずと人間、普通にまろくなるものであると。もちろん、言いたいことはちゃんと言うわけですが、ただ言い方として、声を張り上げて叫ぶとかそういう形ではなくて、ちゃんと穏やかに話ができるわけです。

つまり、ここで大事なのは、普段、反対を叫んでいる人たちの側というよりはむしろ、その人たちの話を聞く側、そのための場を整える側、行政の側の懐の問題なのかなということだと思います。それは、うちの同僚が10年間の活動の中でつかんだことのひとつです。

こういうのは、原子力に限らず、今後、日本の中で行政運営をしていくときに重要なことだと思います。

【牧委員長】

太田委員に伺いたいのですが、今までいろんな意見を聞いていただいて、地元、高島に住んでおられ

るという立場から滋賀県版ＣＬＩの役割ですとか、こういった組織があることの重要性といったところで、ご意見をいただければと思いますが。

【太田委員】

はっきり申しまして、ＣＬＩのような組織が必要なのか、必要でないのかというところもわからない状況です。

なんの予告もなしに、突然あのような広域複合災害が起こったという事実があります。特に原発の事故が起こり１年半経った今も、福島県富岡町の女性が「私たちは今も空気を吸うこと、息をすることもできない」と話されています。そういった現実がある中で私たちに迫っている、石橋先生がおっしゃったような複合災害が起こったときにどうするのかということの対策の方が先かなあと考えています。

地震・津波対策が主だったところに原発が破壊されたというところが、今回のさまざまな問題点となっていますが、さらに火災がどれだけ発生するか、感染症が発生している中で大災害が起こったらどうするのかなど、不安要素はいっぱいあります。「最悪」を想定されることへの対応策を、どんどん進めて原発事故が起こったときに、地域の住民を適切に避難させる計画、対象となる避難場所の環境を整えるといったことのほうが、私としては重要なことかなと考えています。

ＣＬＩのような組織がもう一つ理解できていないので、このような意見しか述べられません。

【牧委員長】

複合災害が起こったらどうするのかということ、行政が考えたり、石橋先生にも入っていただいてこういう第三者機関で考えたりというところが、私の理解でいうとＣＬＩというところで、行政がやる被害想定に対して、石橋先生がおっしゃったような運動性があるのかといったことについて、第三者的に考えて、それを行政がとるかとはならないかは、地域防災計画の判断ですが、むしろ住民さんの中で今言ったような問題を考えて、もう少し地元としての関心でこういうリスクというのを考えて、自分が信頼できるというのが非常に重要だと思うんですが、信頼できる専門家の方に入っていて、そういうことを別途考えようというのが、私が今考えているＣＬＩの姿なんですが、そのように考えるとどうでしょうか。

【太田委員】

そのようなことを考えると、あってもいいのかなと思うんですが、実際にそこにどういう人が参加するのかということ、住民というのは誰しもが住民であって特定して誰に入っていたかということが大事なことになります。

私たちは、子どもの頃から戦後の教育として長崎・広島からの平和教育を受けてきていますので、ほとんどの人が反対派なのかなという思いをもっています。そんな中で今回の震災が重なり、原発に対しては多くの人々が最近では敏感に、感情的になりがちです。そういうことを進めていくのであれば、広い視野を持って客観的に冷静沈着な判断ができる人物、例えば生命倫理といった観点から、僧侶を含めた宗教家や思想家といった方々の参加が必要なかなと漠然とですが思います。

【高橋委員】

今、太田委員がおっしゃられたことは非常に重要かと思えます。太田委員がここにおられて、今のよ

うなご疑問やご質問があるところをおっしゃられてますが、それを事業者や規制機関にきっちりつなぐということが1つ大きな役割であろうと思います。

もう1つの大きな役割、それは横の役割だと思っんです。

1つ1つの自治体では同じようなものがこれまでもできていたというお話がありましたけれども、これは1つ質問させていただきたかったことなんですが、範囲については、例えば、日本の福井県に当てはめた場合、福井県にいくつかサイトがありますけども、全体で1つの単位、あるいはサイトごとでしょうか？

【嘉田知事】

サイトごとです。

【高橋委員】

そうしますと例えば1つのサイトで、福井県、滋賀県、岐阜県も入ってのイメージとなるとすれば、やはり、横での意見のつながり、この部分をつなげるというのが1つの役割なのかなと思います。

その際に少し気になりましたので、城山先生の資料の15ページのところで、日本版地域情報委員会の可能性ということで書かれておられるんですが、事業者と規制機関と住民をつなぐということで、縦方向の役割のイメージかと思うんですが、横方向の役割ということになりますと、今の図はC L Iの主体の1つとして自治体というのが入っているんですが、実際にはC L Iと自治体の関係が、日本においては特に非常に重要だと思います。すなわち、住民と自治体をつなぐというもの、かつ自治体同士をつなぐというものも1つの役割として、特に滋賀県がこれを出されてきたというのは、そういうものを求めておられるのかなという印象です。

【牧委員長】

城山先生、今のところをご説明いただけますか。

【城山教授】

おっしゃるとおりだと思います。絵の方は単一自治体のように書いてますけれども、その下のところ、「地域の範囲」というふうに書かせていただきました。まさにそこ、普通、自治体が連携して考えないといけないようなことを考える媒体とし得るということもすごく重要なことだと思います。

知事の発表の中でも、距離でやるので、複数の県にまたがるという話がありましたが、そこをどうやって、調整しているのかということとはすごく興味があるところですが、物理的にある距離の範囲内、10kmでやるのか、30kmでやるのかは別にして、物理的に共通の条件を置かざるを得ないところが共同して考える機会を与えるということは、すごく新しい局面なのかなあというふうに思います。

少し関連して申し上げさせていただきますと、平川先生がおっしゃった自治体でC L Iを考える場合には、何を狙うのかということとも絡んでくると思うんですけど、従来の立地自治体であれば、寺川先生のお話にもあったように、それなりの蓄積がある世界なんです。そうじゃないところに、滋賀というのは位置していて、安全協定もまだ結べていないというお話もありましたけれども、そういうところで、事業者あるいは規制当局なり、防災といった観点で横の自治体をつなぐために何かを考えざるを得

ない、そのようなことを戦略的に考える場としてC L Iのようなものを使えないかということは、滋賀の考え方としてはあり得て、それは1つのやり方なんだと思うんですね。そこは、詰めてやっていると、平川さんのおっしゃった点で、フランスのC L Iとはちょっと違うのかもしれない。そこは安全協定的な世界で立地の話としてやろうとしているところとですね、それはそれとしてあって、それを変えなきゃいけないのかという問題はあるわけですけども、そうじゃないところは、もっと広い範囲で考えて、E P Zの範囲から広がる場所なんかは防災の話としては広げて考えざるを得ないというところで、こういうツールをどうやって使っていくのかという辺りは、滋賀として戦略的に考えていくことに十分理由はあるのかなという感じはします。

【牧委員長】

そろそろ時間が近づいていますが、他に何かありますか。

【寺川委員】

先ほど言いましたように、美浜町の監視委員会なんかは条例制定です。そういう意味では法的な形でやっていますので、特に問題はないと思います。そういう意味では、フランスのC L Iと同じような位置づけということになりますので、そういう形であれば、滋賀県であってもですね、市町でそういう条例をつくっていくということについては、何ら法的な制限はないのではないかと思います。

【石橋委員】

先ほど太田委員がおっしゃったことは、非常によく分かるし、切実なことだと思います。

私が最初のほうに言ったことは、極端に言えばですね、C L Iのようなものは、危機管理とか緊急の大事故が起こったときには役に立たないだろうと。滋賀県にとって一番大事なものは、そういう緊急事態に備えることであろうと、そういうことなんですね。

ですから、法制化されれば良い点はもちろんあるけれど、ある意味、そう悠長なことは言っていないというのが、地元の方の気持ちかなあとと思います。

福島原発事故の最大の教訓の1つだと個人的に思っていることは、「起きる可能性があることは、すぐにも起きるかもしれない」ということなので、これの法制化がうまくいっても何年かかるか分かりませんが、この会議にいつも知事さんがご出席いただけるとも思いませんので、お話をさせていただきますと、やはり、一刻も早く最大限の被害想定をしたうえでの対策というのを、これはですね、地元住民の意見を聞かなくても、行政としてできると思うんですね。もちろん地域ごとのきめ細かい調査に基づく必要はあると思いますけれども、行政として一刻も早く充実していただきたいと、地震の研究者として切実にお願いしたいと思います。

【牧委員】

はい、それでは、なかなかまとめきるということは難しいですが、少し整理をさせていただきます。

まず、権限の問題ですが、これは平川委員からもご指摘ございましたが、フランス版のC L Iの特徴であります、リスクコミュニケーションに特化するという場合には、フランスの場合、もう一方の意思決定のほうに住民参加という仕組みが担保されているわけですし、公開事前相談というようなものがな

い、この日本でC L Iの役割分担ですね、本当にリスクコミュニケーションだけでもつのかということについては、要検討だというのは議論としてあったのかなあとと思います。

それから、組織の構成主体ですが、小さい組織、要するに顔の見える範囲の組織というのがいいだろうというのが寺川委員、それから、みんなの意見を吸い上げるという観点では、C L Iの数を増やして、たくさんつくっていくのがいいだろうという意見もございましたが、じゃあ、それを束ねる仕組みをどうするのが、もう1点問題となりまして、要するに今度は県境、府県境を越えると、要するに京都、滋賀という境を越えるという問題もございます。こういった単位で日本版C L Iを考えていくのかということは、もう1つ非常に重要なことなんだろうというご指摘がございました。

それから参加団体ということですが、これはなかなか難しいと。どういう形で議論にご参加いただく方をお入りいただくのかということ、なかなか難しいですが、反対派の方に入ってもらっても、きちりと場を定義すれば、きちりとした議論ができるということですので、今までの事例のなかでも、そういった賛成派、反対派が入るといった形というのはいまうまくできているということでもございました。

それから、最後、これがたぶん、これから検討していかなくてはならない重要な点だと思いますが、立地県ではない、滋賀県版C L Iの役割というのを具体的にどういう形で位置付けていくのかということが、重要だということとして、立地県のものとはやはり少し違うのかもしれないというご意見もございました。ただ、おそらくですが、今日も寺川委員、それから石橋委員もこれまでたくさん同じような日本の事例があるということですから、その事例をたくさん集めて、まずはそれを検討して、そこで現状の枠組みの中ではうまくいっていない点というのは何なのかと、そのところは法律で担保しないといけないのかと、まずはベスト・プラクティスというか、日本の事例をたくさん情報を集めるということが、今後さらに検討していくうえで非常に重要なのかなあとというふうに思いました。

きれいにまとめきれないんですが、今日、議論をお伺いして、私なりに判断をしたというのは、そういったところでございます。

それでは、他になにか今のは違うというか、もう少し言い足りないということがございましたら、お聞きしたいと思います、よろしいですか。

よろしければ、ご熱心にご議論いただきまして、ありがとうございました。

それでは、そろそろお時間でございますので、終わろうと思いますが、最後に、城山先生、黒木審議官、知事の順にコメントをいただいて終わりたいと思います。

【城山教授】

いろいろと議論いただいて、ありがとうございました。

私自身、研究としてやってきましたが、1つのある種の現場に遭遇したときにどういうことを考えないといけないかということを示唆いただいたんじゃないかなあとと思います。

一言だけ申し上げさせていただきますと、これは仮説ではあるわけですが、今までの安全協定の事業者との関係だけじゃなく、自治体同士の横のつながりが重要だとのお話がありましたが、同時に、規制庁との関係も公の場できちんと議論しておくことが必要で、そのためのツールにはなり得るのかなあと。

これはたぶん、その側面はですね、滋賀県のような地方自治体にも、そういうものがあるというのは意味があるのかなあとという気はしています。その辺りはこれからも追っていきたいと思います。

ありがとうございました。

【黒木審議官】

透明性の確保というのは、既にいろんなところで細野大臣から強調されているところでありまして、そういった議論の延長戦上として、福井の問題も非常に重要な問題であります。

1つ1つ、いろんな文献を見ていてもですね、よくイメージが湧かなかったんですが、今日の議論をお聞きして、具体的なポイントがかなりよく分かったような気がします。

いろんな形でご意見をいただくこともあろうかと思っておりますので、今後ともよろしく申し上げます。

【知事】

この部屋、大変暑くて申し訳ありません。節電ということもあるんですが、大変暑い中、2時間以上のご議論をいただきまして、ありがとうございました。

城山先生、黒木審議官、特別委員ということでご参加をいただきまして、大変重要な情報をいただきました。ありがとうございました。

今日のメッセージ、大事なことは、まず地元ではすぐにでも怖いんだから、緊急的にどうにかしろという思い、これは、私はかなり強く持っています。持っているからこそ、地域防災計画(原子力災害編)は並行して計画づくりをしておりますけれども、自治体がいくらやっても、実は実現するときに滋賀県のようなところは何の権限もないんです、残念ながら。例えば福島ですと、13kmといたら、もう飯館村あるいは浪江町ですね。ですから、あの自治体の中で、情報もくるし、判断できるんですけど、未だに滋賀県は1年半経っても、スピーディの情報すらもらえないんです。法的に丸裸の状態、それで高島の皆さんが思っている心配、そして石橋先生が言ってくださる緊急時どうするんだということ、何もできないんです。だから、緊急時どうするんだという防災計画をきちんと位置付けて、そこに法的、また財政的根拠を、そしてみなさんに本気で動いていただくようにするためにも、様々な周辺を整備することが必要だと思っております。

そういう中で、ようやくこの原子力規制委員会の法律ができる段階になりましたので、ここでせめて、滋賀県のような、今まで全く無防備だった、これは私たちの反省でもありますけれども、無権利状態のところを法的に位置付けていただくことによって、県民の皆さんの安心と、それから何よりも、私たちは、琵琶湖をお預かりしていますので、近畿の皆さんに対する説明もありますので、少し遠回りかもしれませんが、今回のC L Iの件で地理的範囲どうするんだ、権限どうするんだ、平常時・緊急時どうするんだということのヒントをいろいろいただきました。

今後、少し詰めさせていただいて、ぜひ国のほうもこのあと法案の附帯決議など尊重していただけたらと思いますので、詰めていただけたらと思います。

暑いところで熱い議論をしていただきまして、ありがとうございました。今後、さらにお力添えをいただけたら幸いです。本日はどうもありがとうございました。

【牧委員長】

それでは進行を事務局に戻したいと思います。

事務局、よろしく申し上げます。

【辻井副局長】

委員の皆さま、ありがとうございました。ただ今、嘉田知事が申しましたように本日ご意見をいただきました内容をさらに今後詰めていくうえで、委員の皆さまにご意見を伺う必要がある場合には、改めて開催をお願いしたいと思います。その節にはどうぞよろしく願いいたします。

それでは以上をもちまして、第2回滋賀県原子力防災専門委員会を終了させていただきます。

長時間、ありがとうございました。